

# 令和元年度 豊中市住宅用再生可能エネルギーシステム 設置補助金交付制度のご案内

(分譲共同住宅管理組合用)



豊中市では「第2次豊中市地球温暖化防止地域計画(チャレンジマイナス70プラン)」で掲げる目標「市民1人あたり温室効果ガス排出量を、1990年度比で2050年までに70%削減」に向けて、家庭生活中で排出される温室効果ガスの大幅な削減に効果がある太陽光発電設備の設置・太陽熱利用設備の設置に対する補助を実施します。

## 1. 募集期間

- ◆ 令和元年(2019年)5月13日(月)～令和元年(2019年)11月29日(金)まで
- ※ 先着順にて受付
- ※ 申込みが予算額に達した時点で終了
- ※ 令和元年度の予算額：450万円

## 2. 申込み先

- ◆ 豊中市環境部環境政策課 環境企画係 (豊中市役所第一庁舎5階)
- 〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1
- 電話：06-6858-2108 FAX：06-6842-2802

- ※ 先着順にて受付
- ※ 申込みが予算額に達した時点で募集期間内でも受付終了

## 3. 補助対象物件と補助金額

対象設備	種類	補助金額	限度額
太陽光 発電設備	① 住宅の屋根等への設置に適した構造であること。 ② 発電が多いときは電気を売り、少ないときは買うことのできる設備が連系していること。 ※ 全量買い取りは対象外 ③ 新品であること。	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <b>太陽電池の 最大出力(kW) × 1.5 万</b> </div> ※ 補助できるのは24kWまで。 ※ 千円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨て。	36万円

## 4. 補助金の交付対象者

補助金の交付は、以下のいずれにも該当する方が対象となります。

- ① 市内の分譲共同住宅に、太陽光発電設備を設置し、発電した電力を共用部分で使用する管理組合。管理組合が設立されていない場合は、管理組合の代わりに建築主が補助金の申込みを行い補助金の交付決定を受けることができます。ただし、実績報告以降の手続きは申込後に設立された管理組合が行わなければなりません。
- ② 太陽光発電設備設置が管理組合の決定を受けていること。
- ③ 電力会社と余剰電力受給契約を締結すること。
- ④ 令和2年(2020年)2月28日(金)までに補助金交付実績報告書を提出することができること。
- ⑤ 令和2年(2020年)3月31日(火)までにすべての手続き(請求書提出まで)を完了することができること。

ること。

※太陽光発電設備の設置補助は、1管理組合につき1回に限ります。

## 5. 手続方法

### (1) 補助金交付の申込み

対象設備の設置工事をする前に、「豊中市住宅用再生可能エネルギーシステム設置補助金交付申込書」に、以下の書類を添えて環境政策課に持参してください(郵送、FAX等の受付はできません)。

#### 【添付書類】

- ① 対象設備の設置場所の所在地が分かる地図
- ② 対象設備設置前の現況写真<<遠景：建物全体、近景：設置場所（屋根など）>>
- ③ 工事請負契約書のコピー
- ④ 経費の内訳（太陽電池モジュールの額、型番、枚数がわかるもの。見積書のコピー可）  
※太陽電池モジュールの型番・枚数が明記されているもの。
- ⑤ 対象設備の仕様が確認できるパンフレット等（商品の型番と公称最大出力数が確認できるもの）
- ⑥ 対象設備の設置が管理組合の決定によることを明らかにする書類（管理組合の総会議事録など。新築で建築主が申し込む場合は、共用部分に太陽光発電設備の記載があり、後に区分所有者によって管理組合が設立されることが明示された重要事項説明書等）
- ⑦ 建物の配電図（分電盤リストや系統図、太陽光の結線図、平面図等の太陽光発電の電力導入部にマーカーで色を付けたもの）
- ⑧ 管理組合の規約（コピー可）
- ⑨ 管理組合の役員名簿（コピー可）
- ⑩ 管理組合代表者の住民票の写し（管理組合が法人の場合は、登記事項証明書）コピー不可
- ⑪ その他、市長が必要と認める書類

※新築で建築主が申し込む場合は、⑧～⑩は実績報告時にご提出いただきます。

### (2) 補助金の交付決定

申込書の審査の結果、適正と認めた場合は、補助金交付決定通知書を送付します。

なお、交付決定通知書の交付予定額を、設置完了後の補助金額の確定時における限度額とします。

**注意!**

- ① 設置工事は、必ず補助金交付決定を受けた後に着手してください。
- ② 決定前に着手した場合、補助金の交付が受けられなくなります。
- ③ 工事は、交付決定の日から補助金実績報告書の提出に支障が出ない期間で工事を完了してください。

### (3) 計画の中止

交付決定後に、やむをえない事情により計画を中止しようとするときは、速やかに豊中市住宅用再生可能エネルギーシステム設置補助金交付申込取下書を環境政策課に提出してください。

#### (4) 補助金実績報告書の提出

対象システムの設置を完了したときは、完了日から起算して2か月以内または令和2年(2020年)2月28日(金)のいずれか早い日までに、「豊中市住宅用再生可能エネルギーシステム設置補助金実績報告書」に、以下の書類を添えて環境政策課に持参してください(郵送、FAX等の受付はできません)。

##### 【添付書類】

- ① 領収書のコピー (対象設備の設置費に係るもの)
- ② 領収書内訳書 (様式第7-3号)
- ③ 竣工検査の試験記録書 (様式第7-5号)
- ④ 契約先の電気事業者、契約者 (=申込者)、設置住所、受給開始日等がわかる文書の写し (関西電力と契約の場合、記入・捺印済みの「再生可能エネルギー発電に関する電力受給契約のご案内」のコピー)
- ⑤ 対象設備の設置状態を示す現況写真 <遠景：住居全体、近景：設置場所 (屋根など)>
- ⑥ モジュール配置図
- ⑦ 新品であることを証明できる書類のコピー (例：太陽電池モジュールの出荷証明、出力対比表)
- ⑧ 管理組合の通帳の表紙と表紙裏のコピー
- ⑨ その他、市長が必要と認める書類

※新築で建築主が申込みを行った場合には、①～⑧に加え、次の⑩～⑫をご提出ください。ただし、分譲共同住宅建築後、直ちに区分所有者の入居が行われず、管理組合設立及び代表者の選出までに時間がかかる場合の提出物についてはご相談ください。

- ⑩ 管理組合の規約
- ⑪ 管理組合の役員名簿
- ⑫ 管理組合代表者の住民票の写し (管理組合が法人の場合は、登記事項証明書) コピー不可

#### (5) 補助金交付額の確定

- ・ 補助金の額は、実績報告書を審査し、原則として「豊中市住宅用再生可能エネルギーシステム設置補助金交付決定通知書」に記載した補助金交付予定額を限度として確定します。
- ・ 実績報告書の審査により交付額を確定した場合、「豊中市住宅用再生可能エネルギーシステム設置補助金交付確定通知書」を送付します。

#### (6) 補助金の請求

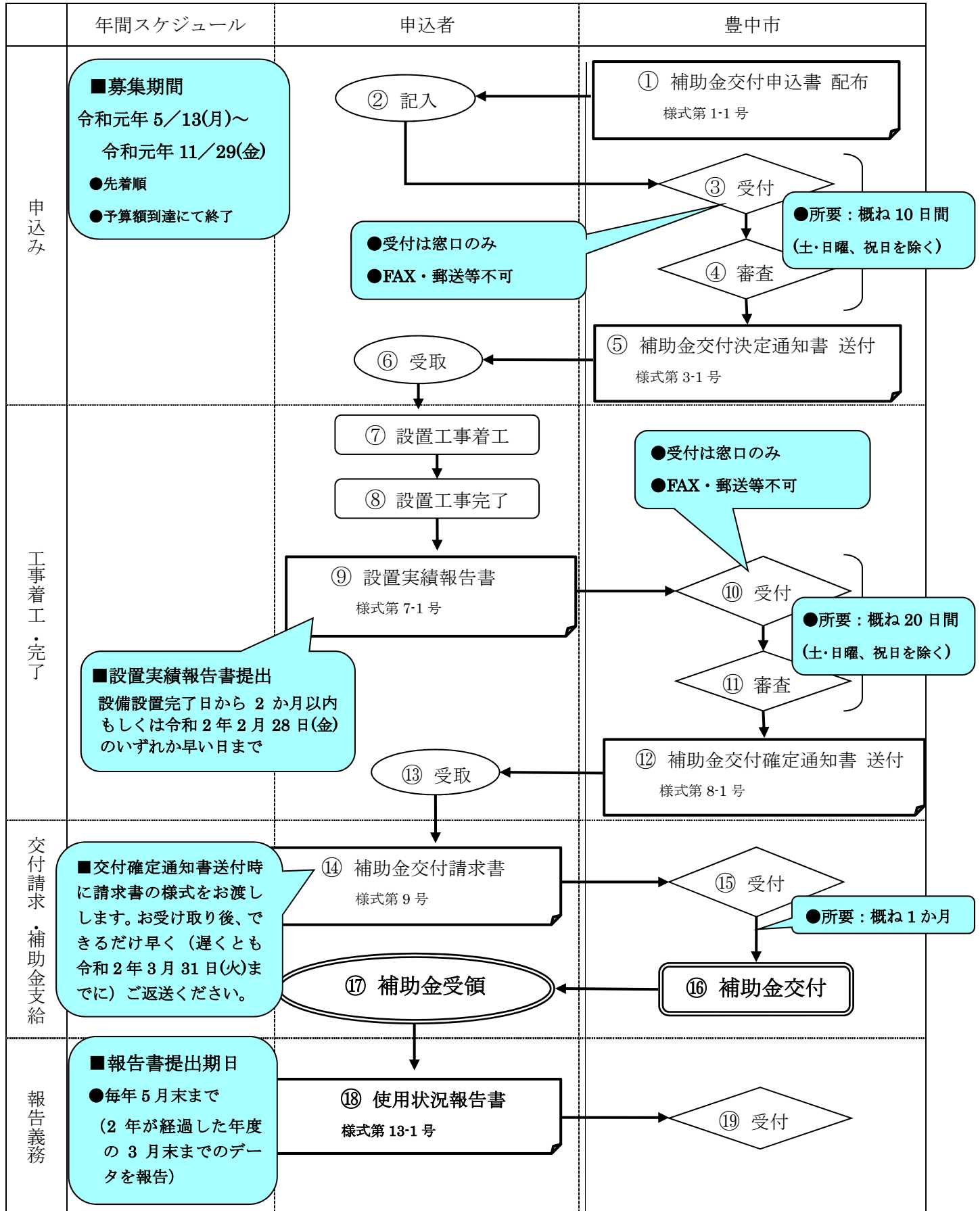
- ・ 「豊中市住宅用再生可能エネルギーシステム設置補助金交付確定通知書」を受けたときは「豊中市住宅用再生可能エネルギーシステム設置補助金交付請求書」を令和2年3月31日(火)までに市に提出してください。請求書を受け付けてから概ね1ヶ月に、補助金を指定の管理組合の銀行口座に振り込みます。

## 6. 設備設置後の義務

### (1) 設備の適正管理義務

- ・ 補助金を受けて設置した設備は、10年間適切な維持管理に努めてください。
- ・ 設置した設備は10年間売却、譲渡、貸与等はできません。自然災害その他受給者の責めに帰することができない理由で設備が使用不能になったとき、又は設備を設置した住宅の所有権の移転が発生したときは、豊中市住宅用再生可能エネルギーシステム処分届出書を市に提出してください。

# 補助金交付の流れ

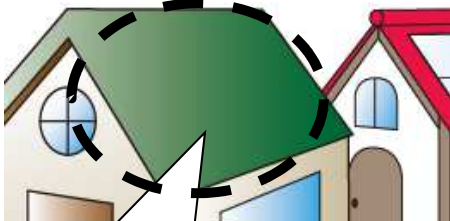


## 写真撮影時の注意点

### ～交付申込書提出時に必要な写真の撮り方～

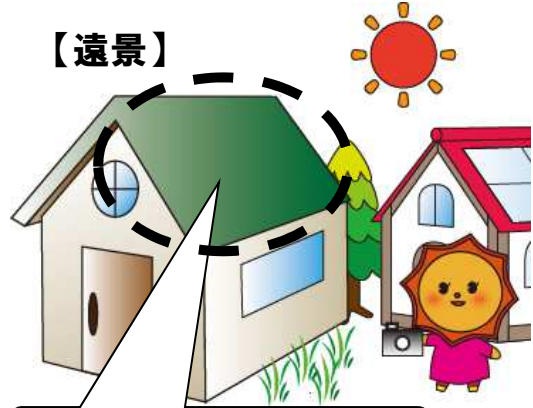
※近景・遠景ともに、設置する住宅の周囲の状況がわかるように、隣接する家の一部などを入れて撮影してください。

#### 【近景】



屋根等設置予定部分のアップ

#### 【遠景】



設置予定部分含む建物全景

### ～実績報告書提出時に必要な写真の撮り方～

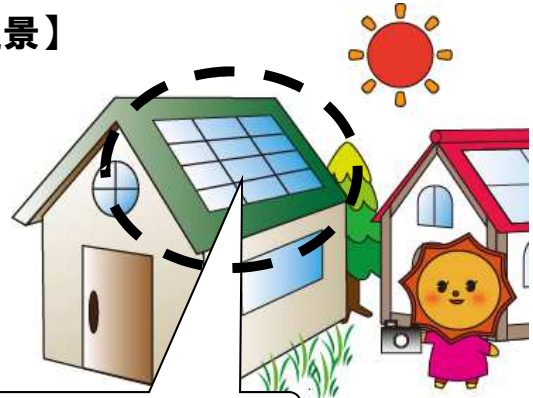
※近景・遠景ともに、交付申込書提出時に提出したものとできるだけ同じ位置から同じ角度で、隣接する家の一部などを入れて撮影してください。

#### 【近景】



屋根等設置部分のアップ

#### 【遠景】



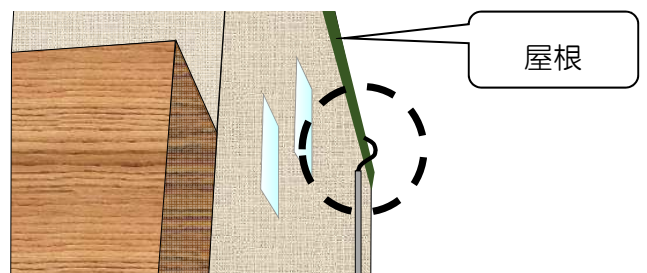
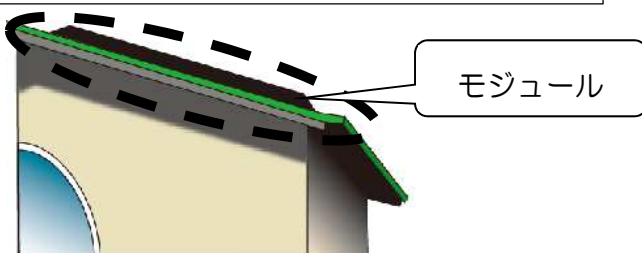
設置部分含む建物全景

### ◆建物全景（遠景）でモジュールの設置がわかりづらい場合

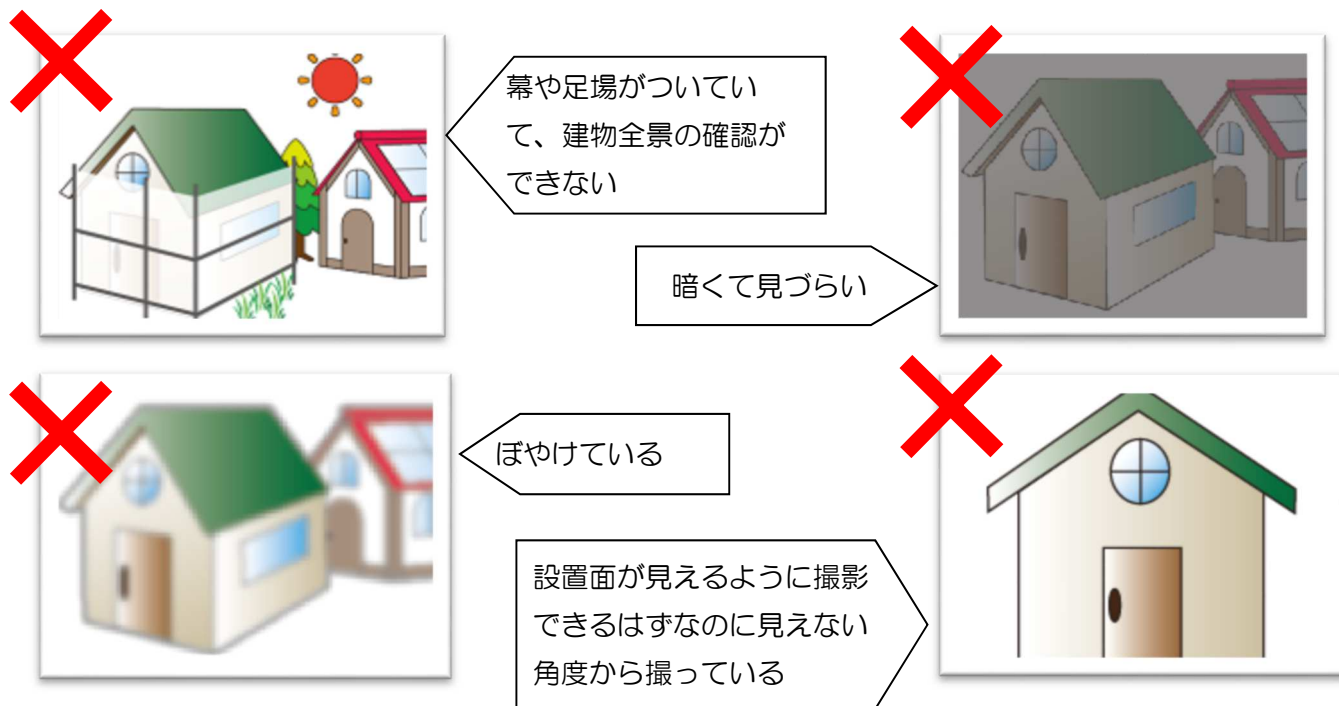
建物全景写真に加えて、屋根にモジュールがのっているのがわかるように、アップで撮影したものも提出してください。

または

建物全景写真に加えて、モジュールが屋根から住宅に引き込まれているのがわかる部分を撮影したものも提出してください。



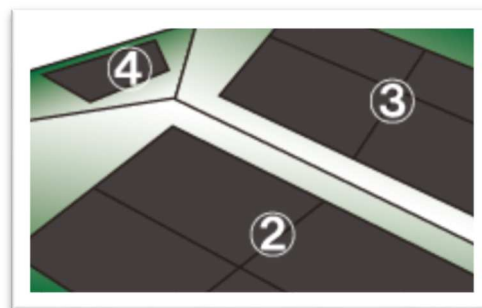
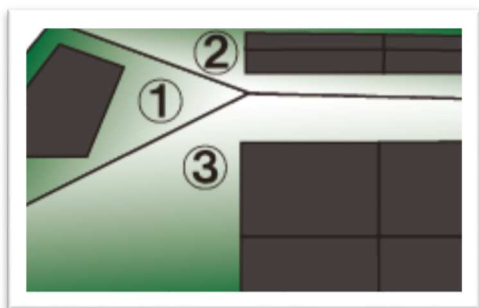
## 【受付できない写真例】（交付申込、実績報告共通）



## 【設置場所が複数の場合】（実績報告）【近景】

組み合わせ写真でも構いません。（全ての状況がわかること。）

対応する屋根がわかるように設置写真とモジュール配置図両方に番号を書き込んで下さい。



### 《注意点》

- ◆夕暮れ、ピントがあわない状態での撮影など、不鮮明な写真や、画像が粗い写真、モノクロ写真は提出書類として認められません。L版サイズ以上の大きさに印刷しても周囲の状況を含めて鮮明に映っているカラー写真を提出してください。【申込、実績共通】【遠景、近景共通】
- ◆複数の屋根面に設置する場合は、それらのすべての面を撮影してください。組み合わせ写真でも構いません。【申込、実績共通】【近景は必ず、遠景は可能な限り】
- ◆3階建てや陸屋根に設置する場合など、モジュール設置面を写すことができない場合でも、建物全体の写真は必要です。【申込、実績共通】【遠景】

※写真の不備については、再撮影を依頼する可能性があります。その場合、市は再撮影に関する各種のトラブルについては一切の責任を負いかねます。